鳥取県公共土木施設等占用料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

道路法施行令の一部改正により、新たに占用物件として追加された非常災害の発生した区域内の道路区域内に設ける応急仮設建築物(被災者の居住の用に供するため必要なものに限る。以下同じ。)について、公共性が高いことから占用料を免除する等所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 非常災害の発生した区域内の道路区域内に設ける応急仮設建築物のための道路の占用を、鳥取県道路占用料徴収条例(以下「道路占用条例」という。)に基づく占用料の減免対象行為に加える。
- (2) 道路占用条例に基づく占用料の減免に関する規定を次のとおり改める。

減免対象行為	減額後の額	
	改正前	改正後
バス停留所の標識のための占用	市の区域にあっては1本につき1	道路占用条例で定める標識に係る占
	年550円、町村の区域にあっては	用料の額の2分の1の額
	1 本につき 1 年425円	
パーソナルハンディフォンシステ	市の区域にあっては1個につき1	道路占用条例で定める変圧塔その他
ム(PHS)無線基地局その他こ	年495円、町村の区域にあっては	これに類するもの及び公衆電話所に
れに類する小型の無線基地局のた	1 個につき 1 年310円	係る占用料の額の10分の3の額
めの占用		

- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成21年4月1日とする。